中山間　　　　　　　　　　集落協定規約

令和7年4月1日制定

第１章　総則

（名称）

第１条　この活動組織は、　　　　　　　　　　集落協定（以下「協定」という。）という。

（事務所）

第２条　協定は、主たる事務所を代表宅に置く。

（目的）

第３条　協定は、第４条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、当該地区に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全を図ることを目的とする｡

第２章　構成員等

（構成員）

第4条　協定の構成員は別紙のとおりとする。

第３章　役員等

（役員の定数及び選任）

第５条　協定に、代表１名、副代表1名、書記・会計1名、監査役１名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする

２　代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記・会計は、代表が指名するものとする。

（役員の任期）

第６条　役員の任期は、5年とする｡

第４章　総会

（総会の開催）

第７条　通常総会は、毎年度１回以上開催する。

　　附　則

１　この規約は、令和7年４月1日から施行する。